

## 平成26年9月松伏町議会定例会提出追加議案概要

### 議案第56号

#### 町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例

##### 1 趣旨

松伏污水272号線損傷事故に関し、町民に対する道義的責任を明確にするため、町長の給与を減額するための条例の改正

##### 2 内容

###### (1) 町長の給料月額の変額

改正前		改正後	
給料月額	減額率	給料月額	
734,000円	10%	660,600円	

###### (2) 減額する期間

平成26年10月1日から同月31日までの1月

##### 3 施行期日

平成26年10月1日

### 議案第57号

#### 損害賠償に関する和解について

##### 1 趣旨

松伏污水272号線損傷事故における損害賠償に関し、設計者及び施工者と和解するもの

##### 2 相手方

(1) 設計者 埼玉県さいたま市浦和区仲町二丁目19番11号  
埼玉コンサルタント株式会社

代表取締役 井上 隆善

(2) 施工者 埼玉県北葛飾郡松伏町田中一丁目4番地4  
明成工業株式会社

代表取締役 立沢 京二

##### 3 事件の概要

町道6号線(河原町工区)道路築造工事(4工区)において、平成25年10月22日に発生した松伏污水272号線損傷事故により、町が負担したその復旧に要した費用を損害賠償として、設計者及び施工者に求めたもの

##### 4 和解の要旨

(1) 町並びに設計者及び施工者は、平成25年10月22日に発生した松伏污水272号線損傷事故(以下「本件事故」という。)により、町が負担したその復旧に要した費用を30,285,150円と認め、本件事故の責任割合は、町が4割、設計者が5割、施工者が1割であることを確認し、設計者及び施工者は、本件事故に係る損害賠償として、町に対し、それぞれ次の金員の支払義務があることを認める。

ア 設計者 15,142,575円

イ 施工者 3,028,515円

(2) 設計者及び施工者は、(1)の金員をそれぞれ次のとおり分割して支払う。

ア 設計者

(ア) 本和解が成立した日の翌日から1月以内に限り 5,142,575円

(イ) 平成27年及び平成28年の各5月末日限り 各5,000,000円

イ 施工者

(ア) 本和解が成立した日の翌日から1月以内に限り 1,028,515円

(イ) 平成27年及び平成28年の各5月末日限り 各1,000,000円

(3) 設計者又は施工者が(2)の分割金の支払を怠り、その額がそれぞれ次に掲げる額に達した場合、当該支払を怠った者は、当然に期限の利益を失い、町に対し、(1)の金員から既払金を控除した残金及びこれに対する期限の利益を喪失した日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金を直ちに支払う。

ア 設計者 5,000,000円

イ 施工者 1,000,000円

(4) 町並びに設計者及び施工者は、本和解に定める事項のほか、本件事故により生じた損害等に関し、何らの債権債務がないことを相互に確認する。

**議案第58号**

**平成26年度松伏町一般会計補正予算(第3号)**

1 補正前予算額	7,928,901千円
2 補正予算額	6,171千円
3 合 計	7,935,072千円